

転載禁止

仙台市（R06健保薬）指令第823号

許可番号 第M11324号

高度管理医療機器等販売業許可証
貸与業

氏名
(法人にあつては、名称)

ディーブイエックス株式会社

営業所の名称

ディーブイエックス株式会社 仙台営業所

営業所の所在地

仙台市青葉区本町二丁目18-21
鹿島定禅寺ビル5階

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第39条
第1項の規定により高度管理医療機器等の販売業の許可を受けた者であることを
証明する。

令和 7年 3月14日

仙台市保健所長



令和 7年 3月25日 から

有効期間

令和13年 3月24日 まで

- 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、仙台市長に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、仙台市を被告として（訴訟において仙台市を代表する者は仙台市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。
- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。